【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月13日
【中間会計期間】	第38期中(自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日)
【会社名】	株式会社農協観光
【英訳名】	NOKYO TOURIST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　清水　清男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町１丁目３番１号
【電話番号】	03-6436-8203
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理部長　　大橋　重希
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島６丁目１番１号
【電話番号】	03-6436-8203
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理部長　　大橋　重希
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 中間連結会計期間	第38期 中間連結会計期間	第37期
会計期間		自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日	自 令和８年４月１日 至 令和８年９月30日	自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日
売上高	(千円)	7,266,376	7,391,788	19,628,582
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△374,823	△423,335	518,184
親会社株主に帰属する中間純損失(△)又は親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	△391,919	△441,703	480,861
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△349,682	△416,840	563,859
純資産額	(千円)	2,361,529	2,645,238	3,168,280
総資産額	(千円)	8,816,548	8,450,188	9,024,162
１株当たり中間純損失(△)又は１株当たり当期純利益	(円)	△10,886.65	△12,269.54	13,357.28
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	26.8	31.3	35.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,357,318	△1,880,110	831,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△12,934	△10,385	△23,929
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△149,205	△146,715	△299,327
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	3,262,818	3,252,897	5,290,108

(注) １ 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２ 第37期中間連結会計期間及び第38期中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第37期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」については、重要な変更はありません。当社および当社グループは、これらのリスクの発生を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。
当社グループ（当社及び連結子会社１社）は、旅行事業の単一セグメントであるため、セグメント情報についての記載を省略しております。

（１）財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における当社グループの経営成績については、売上高は73億91百万円と前中間連結会計期間と比べ１億25百万円増となりました。営業利益については、当社グループ事業は下半期に事業の６割以上を占めることにより、当中間連結会計期間の事業計画はマイナス値となります。販売費及び一般管理費において、賞与引当金等の人件費が増加し、営業損失が４億37百万円と前中間連結会計期間と比べ70百万円の減益となりました。経常損失については４億23百万円と前中間連結会計期間と比べ48百万円の減益、親会社株主に帰属する中間純損失は４億41百万円と前中間連結会計期間と比べ49百万円の減益となりました。

事業部門ごとの経営成績は以下のとおりとなります。

① 旅行事業部門

旅行事業は、天災や国際情勢・円安に伴い成長が鈍化したものの、成長分野である教育事業、国際交流事業をはじめとした地域共創事業が実績を伸ばし、この結果、売上高は69億36百万円（前年同期68億61百万円）で推移しました。

② その他事業部門

その他事業部門の売上高は、４億55百万円（前年同期４億４百万円）となりました。アグリンピア®事業（農福連携事業）においては、既存企業への追加販売や新規提携販売に注力したことで前年実績を上回りました。太陽光発電事業については、天候の影響を受け、前年実績を下回り25百万円、その他、公募案件による売上高は、前年を上回る23百万円を計上しました。

営業実績

当中間連結会計期間における営業実績を事業部門別に示すと次のとおりです。

事業部門	当中間連結会計期間 (自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日)			
	取扱高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
旅行事業	13,307,279	102.8	6,936,724	101.1
その他事業	―	―	455,063	112.4
合計	13,307,279	102.8	7,391,788	101.7

（注）１　その他事業は取扱高の計上を行っておりません。
２　旅行事業における売上高は、旅行に伴う輸送機関、宿泊、観光施設等からの手数料及び顧客から収受する手数料等と企画旅行仕入額によって構成されています。
３　取扱高は、外貨両替及び損害保険事業を除き、消費税等は含まれております。
４　主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、相手先別の当該割合がすべて100分の10未満のため、記載を省略しております。

財政状態につきましては、当中間連結会計期間末の資産合計は、現金及び預金の減少等により84億50百万円と前連結会計年度末に比較して５億73百万円減少となりました。

また、負債合計は営業未払金の増加等により58億４百万円と前連結会計年度末に比較して50百万円減少となりました。

当中間連結会計期間末の純資産は26億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ５億23百万円減少しました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が４億41百万円減少し、株主資本を押し下げたことによるものです。この結果、自己資本比率は35.1%から31.3%に減少しました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前中間連結会計期間末に比べ９百万円減少し、32億52百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは18億80百万円の資金の減少（前中間連結会計期間は13億57百万円の資金の減少）となりました。これは主に、増加要因として営業未払金の増加２億71百万円があった一方で、減少要因として税金等調整前中間純損失４億23百万円の計上、営業債権及び契約資産の増加12億12百万円、未払金の減少１億54百万円及び未払消費税等の減少81百万円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは10百万円の資金の減少（前中間連結会計期間は12百万円の資金の減少）となりました。これは主に、減少要因として有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出10百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは１億46百万円の資金の減少（前中間連結会計期間は１億49百万円の資金の減少）となりました。これは、減少要因としてリース債務の返済による支出15百万円、長期借入金の返済による支出24百万円及び配当金の支払１億６百万円があったことによるものです。

（３）従業員数

①　連結会社の状況

当中間連結会計期間において、当社グループは、営業力の強化を促進するため10名増加し、477名となりました。

②　提出会社の状況

当中間連結会計期間において、営業力の強化を促進するため10名増加し、452名となりました。

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000
Ａ種種類株式	5,000
Ｂ種種類株式	3,000
計	64,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和８年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和８年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,000	36,000	非上場	完全議決権株式であり、議決権の行使について制限がない株式 （注）１、２
Ａ種種類株式	5,000	5,000	非上場	（注）３、５
Ｂ種種類株式	2,100	2,100	非上場	（注）４、５
計	43,100	43,100	―	―

(注) １．単元株制度を採用しておりません。

(注) ２．株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。
当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第１項第１号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨を定款第８条において定めております。

(注) ３．Ａ種優先株式の内容

１．Ａ種優先株式に対する剰余金の配当

（１）当会社は、令和５年４月１日（以下「優先配当開始日」という。）以降の日を剰余金の配当に係る基準日として剰余金の配当をする場合、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）に対し、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式1株に係る払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「Ａ種払込金額」という。）に年率1.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、配当基準日が優先配当開始日の属する事業年度に属する場合は、優先配当開始日とする。）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される額の配当金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を支払う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてＡ種優先株主に対してＡ種優先配当をしている場合、Ａ種優先株式1株当たりのＡ種優先配当金の額は、かかるＡ種優先配当の合計額を控除した額とする。

（２）当会社は、ある事業年度において、剰余金の額がＡ種優先配当金およびＢ種優先配当金の合計に不足する場合、Ａ/Ｂ種優先株主に対し、剰余金の額をＡ種払込金額およびＢ種払込金額で按分した額を配当金として支払う。

（３）ある事業年度において、Ａ種優先株主に対して支払ったＡ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＡ種払込金額に年率1.5%を乗じた額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

（４）Ａ種優先株主に対して、Ａ種優先配当金を超える剰余金の配当は行わない。

（５）Ａ種優先配当金の額の計算上生じた１円未満の端数は切り捨てる。

２．取得請求権
（１）Ａ種優先株主は、当会社に対して、令和35年４月１日〔注：払込期日から30年を経過した日〕以降いつでも、その保有するＡ種優先株式の全部または一部を当会社が取得するのと引換えに金銭を交付することを請求することができる。但し、当該株主が保有するＡ種優先株式の内、1,000株については、Ｂ種優先株主の取得請求後であるか、またはＢ種優先株主の同意があれば、令和15年４月１日〔注：払込期日から10年を経過した日〕以降にいつでも、全部または一部を発行会社が取得するのと引換えに金銭を交付することを請求することができる。なお、かかる請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付し行うものとする。
（２）Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭の額は、Ａ種払込金額と同等金額とする。
３．取得条項
（１）当会社は、令和５年４月１日〔注：払込期日の翌々日〕以降いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭の交付と引換えにＡ種優先株主が保有するＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
（２）Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭の額は、Ａ種払込金額と同等金額とする。
（３）当会社は、Ａ種優先株主よりＢ種優先株主を優先して（１）の請求を行うものとする。
４．Ａ種優先株式の譲渡制限
当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
５．Ａ種優先株式に対する残余財産の分配
（１）当会社は、残余財産の分配をする場合Ａ種優先株主に対し、普通株主に先立ち、かつＢ種優先株主への分配後に、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株に係るＡ種払込金額と同等金額（以下「Ａ種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
（２）Ａ種優先株主に対して、Ａ種優先残余財産分配金を超える残余財産の分配を行わない。
（３）Ａ種優先残余財産分配金の額の計算上生じた１円未満の端数は切り捨てる。
６.株主総会の議決権
Ａ種優先株主は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができない。
７.経過措置
当会社は、Ａ種優先配当金に対し次の経過措置を行う。
１.令和８年度以前の事業年度に係る優先配当金は年率３％を適用し、令和９年度以降の事業年度に係る優先配当金から年率1.5%を適用する。
２.上記の変更は、令和８年６月25日より効力を生じる。

(注)４.Ｂ種優先株式の内容
１．Ｂ種優先株式に対する剰余金の配当
（１）当会社は、令和５年４月１日（以下「優先配当開始日」という。）以降の日を剰余金の配当に係る基準日として剰余金の配当をする場合、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）に対し、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株に係る払込金額相当額（但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「Ｂ種払込金額」という。）に年率３％を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、配当基準日が優先配当開始日の属する事業年度に属する場合は、優先配当開始日とする。）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される額の配当金（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を支払う。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日としてＢ種優先株主に対してＢ種優先配当をしている場合、Ｂ種優先株式１株当たりのＢ種優先配当金の額は、かかるＢ種優先配当の合計額を控除した額とする。
（２）当会社は、ある事業年度において、剰余金の額がＡ種優先配当金およびＢ種優先配当金の合計に不足する場合、Ａ/Ｂ種優先株主に対し、剰余金の額をＡ種払込金額およびＢ種払込金額で按分した額を配当金として支払う。
（３）ある事業年度において、Ｂ種優先株主に対して支払ったＢ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＢ種払込金額に年率３％を乗じた額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。
（４）Ｂ種優先株主に対して、Ｂ種優先配当金を超える剰余金の配当は行わない。
（５）Ｂ種優先配当金の額の計算上生じた１円未満の端数は切り捨てる。
２．取得請求権
（１）Ｂ種優先株主は、当会社に対して、令和15年４月１日〔注：払込期日から10年を経過した日〕以降いつでも、その保有するＢ種優先株式の全部または一部を当会社が取得するのと引換えに金銭を交付することを請求することができる。かかる請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付し行うものとする。なお、Ｂ種優先株主は、事前に他のＢ種優先株主の同意を得ることなくして、Ｂ種優先株式の取得請求権を行使しないものとする。また、Ｂ種優先株式の取得請求権を行使するにあたっては、Ｂ種優先株主間で別途合意した場合を除き、Ｂ種優先投資株主全員が各自が保有するＢ種優先株式数の割合に応じて同時に行使するものとする。
（２）Ｂ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭の額は、Ｂ種払込金額と同等金額とする。

３．取得条項
（１）当会社は、令和５年４月１日〔注：払込期日の翌々日〕以降いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭の交付と引換えにＢ種優先株主が保有するＢ種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
（２）Ｂ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭の額は、Ｂ種払込金額と同等金額とする。
（３）当会社は、Ａ種優先株主よりＢ種優先株主を優先して（１）の請求を行うものとする。
（４）当会社は、第１項の定めによりＢ種優先株式の一部を取得する場合、Ｂ種優先株主を、そのＢ種優先株式の保有割合に応じて平等に扱うものとする。
４．Ｂ種優先株式の譲渡制限
当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
５．Ｂ種優先株式に対する残余財産の分配
（１）当会社は、残余財産の分配をする場合、Ｂ種優先株主に対し、普通株主およびＡ種優先株主に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株に係るＢ種払込金額と同等金額（以下「Ｂ種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
（２）当会社は、残余財産がＢ種残余財産優先分配金の合計に不足する場合、Ｂ種優先株主に対し、残余財産をＢ種優先株主が保有するＢ種優先株式の保有割合に応じて按分した額を分配金として支払う。
（３）Ｂ種優先株主に対して、Ｂ種優先残余財産分配金を超える残余財産の分配を行わない。
（４）Ｂ種優先残余財産分配金の額の計算上生じた１円未満の端数は切り捨てる。
６．株主総会の議決権
Ｂ種優先株主は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができない。

(注) ５.会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和８年４月１日～令和８年９月30日	－	43,100	－	100,000	－	25,000

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

令和８年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
一般社団法人全国農協観光協会	東京都千代田区外神田１丁目１６番８号	6,594	15.30
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町１丁目３番１号	2,200	5.10
農林中央金庫	東京都千代田区大手町１丁目２番１号	2,200	5.10
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町２丁目７番９号	2,050	4.76
島根県農業協同組合	島根県松江市殿町１９番地１	620	1.44
ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北４条西１丁目３番地	600	1.39
和歌山県農業協同組合	和歌山県和歌山市美園町五丁目１番地の１	520	1.21
ひろしま農業協同組合	広島県東広島市西条栄町１０番３５号	520	1.21
奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町５７番地の３	500	1.16
晴れの国岡山農業協同組合	岡山県倉敷市玉島八島１５１０番地１	440	1.02
香川県農業協同組合	香川県高松市寿町１丁目３番６号	440	1.02
計	－	16,684	38.71

所有議決権数別

普通株式

令和８年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
一般社団法人全国農協観光協会	東京都千代田区外神田１丁目１６番８号	1,594	4.43
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町１丁目３番１号	1,500	4.17
農林中央金庫	東京都千代田区大手町１丁目２番１号	1,500	4.17
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町２丁目７番９号	1,350	3.75
島根県農業協同組合	島根県松江市殿町１９番地１	620	1.72
ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北４条西１丁目３番地	600	1.67
和歌山県農業協同組合	和歌山県和歌山市美園町五丁目１番地の１	520	1.44
ひろしま農業協同組合	広島県東広島市西条栄町１０番３５号	520	1.44
奈良県農業協同組合	奈良県奈良市大森町５７番地の３	500	1.39
晴れの国岡山農業協同組合	岡山県倉敷市玉島八島１５１０番地１	440	1.22
香川県農業協同組合	香川県高松市寿町１丁目３番６号	440	1.22
計	－	9,584	26.62

(注) 残り26,416株は、一般社団法人全国農業協同組合中央会、株式会社日本農業新聞、全国厚生農業協同組合連合会、一般社団法人家の光協会、北海道信用農業協同組合連合会、北海道厚生農業協同組合連合会、鳥取県信用農業協同組合連合会、共栄火災海上保険株式会社、ジェイエイ・アップル株式会社及び452の農業協同組合が所有しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和８年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 5,000 B種種類株式 2,100	―	「１．株式等の状況（１）株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,000	36,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	43,100	―	―
総株主の議決権	―	36,000	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は次のとおりであります。

（1）新任役員

役職名	氏 名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	就任年月日
取締役	若林　英毅	昭和35年4月17日	令和8年6月 山形県農業協同組合中央会代表理事会長（現） 令和8年6月 全国農業協同組合連合会山形県本部運営委員会会長（現） 令和8年6月 全国共済農業協同組合連合会山形県本部運営委員会会長（現） 令和8年6月 山形おきたま農業協同組合会長理事（現） 令和8年7月 全国農業協同組合連合会経営管理委員会委員（現） 令和8年9月 当社取締役（現）	注2	-	令和8年9月18日
取締役	滝沢　祥雄	昭和28年9月18日	令和8年6月 ちちぶ農業協同組合会長理事（現） 令和8年6月 埼玉県農業協同組合中央会代表理事会長（現） 令和8年6月 埼玉県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和8年6月 全国農業協同組合連合会埼玉県本部運営委員会会長（現） 令和8年6月 全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部運営委員会会長（現） 令和8年7月 全国共済農業協同組合連合会経営管理委員会 委員（現） 令和8年9月 当社取締役（現） 令和8年9月 株式会社日本農業新聞取締役（現）	注2	-	令和8年9月18日
取締役	梶　　稔	昭和30年10月8日	令和8年6月 セレサ川崎農業協同組合代表理事会長（現） 令和8年6月 神奈川県農業協同組合中央会代表理事会長（現） 令和8年6月 神奈川県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和8年6月 神奈川県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和8年6月 全国農業協同組合連合会神奈川県本部運営委員会会長（現） 令和8年6月 全国共済農業協同組合連合会神奈川県本部運営委員会会長（現） 令和8年6月 農林中央金庫経営管理委員会委員（現） 令和8年7月 全国厚生農業協同組合連合会理事（現） 令和8年7月 全国農業協同組合連合会経営管理委員会委員（現） 令和8年9月 当社取締役（現） 令和8年9月 株式会社日本農業新聞取締役（現）	注2	-	令和8年9月18日

役職名	氏 名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	就任年月日
取締役	小池　一夫	昭和20年2月27日	令和7年6月 笛吹農業協同組合代表理事会長（現） 令和7年6月 山梨県農業協同組合中央会代表理事会長（現） 令和7年6月 山梨県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和7年6月 山梨県厚生農業協同組合連合会代表理事会長（現） 令和7年6月 全国農業協同組合連合会山梨県本部運営委員会会長（現） 令和7年6月 全国共済農業協同組合連合会山梨県本部運営委員会会長（現） 令和7年7月 全国農業協同組合連合会経営管理委員会委員（現） 令和8年9月 当社取締役（現） 令和8年10月 一般社団法人全国農協観光協会理事（現）	注2	-	令和8年9月18日
取締役	梶　　毅	昭和30年1月1日	令和5年6月 静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和5年6月 静岡県経済農業協同組合連合会　経営管理委員（現） 令和8年6月 富士伊豆農業協同組合代表理事会長（現） 令和8年6月 静岡県農業協同組合中央会代表理事会長（現） 令和8年6月 静岡県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和8年6月 全国共済農業協同組合連合会静岡県本部運営委員会会長（現） 令和8年7月 全国厚生農業協同組合連合会理事（現） 令和8年9月 農林中央金庫経営管理委員会委員（現） 令和8年9月 当社取締役（現） 令和8年9月 一般社団法人家の光協会理事（現）	注2	-	令和8年9月18日
取締役	長谷川浩敏	昭和31年8月22日	平成29年6月 尾張中央農業協同組合代表理事組合長（現） 令和2年6月 愛知県信用農業協同組合連合会経営管理委員会委員（現） 令和2年6月 愛知県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員（現） 令和2年6月 愛知県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長（現） 令和2年6月 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部運営委員会会長（現） 令和5年7月 一般社団法人家の光協会理事（現） 令和5年8月 一般社団法人全国農業協同組合中央会理事（現） 令和8年6月 愛知県農業協同組合中央会会長（現） 令和8年7月 全国共済農業協同組合連合会　経営管理委員会会長(現) 令和8年9月 当社取締役（現） 令和8年9月 株式会社日本農業新聞取締役（現） 令和8年10月 一般社団法人全国農協観光協会理事（現）	注2	-	令和8年9月18日

注１　取締役若林英毅氏、滝沢祥雄氏、梶稔氏、小池一夫氏、梶毅氏、長谷川浩敏氏は会社法第２条第15号で定める社外取締役であります。

注２　取締役の任期は、就任のときから令和10年３月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

（２）退任役員

役職名	氏 名	退任年月日
取　締　役	折原　敬一	令和８年６月２９日
取　締　役	八木岡　努	令和８年６月２９日
取　締　役	野﨑啓太郎	令和８年６月３０日
取　締　役	神農　佳人	令和８年９月１８日
取　締　役	鈴木　政成	令和８年９月１８日

（３）役職の異動

該当事項はありません。

（４） 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性25名　女性2名 （役員のうち女性の比率7.4%）

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当しますが、同項ただし書後段の規定に基づき、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和８年４月１日から令和８年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、みのり監査法人により期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和８年３月31日)	当中間連結会計期間 (令和８年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,417,108	4,379,897
営業未収入金及び契約資産	483,072	1,695,832
貯蔵品	18,466	15,819
前渡金	156,629	375,915
その他	112,789	114,527
貸倒引当金	△162	△304
流動資産合計	7,187,903	6,581,687
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	375,966	359,824
工具、器具及び備品（純額）	21,104	17,560
土地	410,605	410,605
リース資産（純額）	11,839	-
有形固定資産合計	819,515	787,989
無形固定資産		
ソフトウエア	44,173	41,203
その他	62,835	62,835
無形固定資産合計	107,009	104,039
投資その他の資産		
投資有価証券	507,887	572,700
差入保証金	324,123	338,004
その他	77,723	65,767
投資その他の資産合計	909,733	976,472
固定資産合計	1,836,258	1,868,501
資産合計	9,024,162	8,450,188

（単位：千円）

	前連結会計年度 （令和８年３月31日）	当中間連結会計期間 （令和８年９月30日）
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,780,128	2,051,709
未払金	355,910	196,157
１年内返済予定の長期借入金	49,800	49,800
リース債務	15,613	-
賞与引当金	196,800	208,400
仮受旅行券	1,570,130	1,541,751
その他	255,126	127,053
流動負債合計	4,223,509	4,174,871
固定負債		
長期借入金	417,400	392,500
役員退任慰労引当金	51,180	45,740
退職給付に係る負債	1,064,586	1,094,133
資産除去債務	45,925	45,925
その他	53,280	51,780
固定負債合計	1,632,371	1,630,079
負債合計	5,855,881	5,804,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,042,216	2,936,014
利益剰余金	△225,823	△667,527
株主資本合計	2,916,392	2,368,487
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	121,006	170,016
退職給付に係る調整累計額	130,882	106,734
その他の包括利益累計額合計	251,888	276,751
純資産合計	3,168,280	2,645,238
負債純資産合計	9,024,162	8,450,188

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和８年４月１日 至 令和８年９月30日)
売上高	7,266,376	7,391,788
売上原価	5,053,889	5,130,359
売上総利益	2,212,486	2,261,428
販売費及び一般管理費	※1 2,578,834	※1 2,698,766
営業損失(△)	△366,347	△437,337
営業外収益		
受取利息	3,964	6,607
受取配当金	6,399	6,727
仮受旅行券収益	2,118	130
為替差益	1,901	1,829
その他	3,200	2,910
営業外収益合計	17,584	18,205
営業外費用		
支払利息	4,688	3,644
リース解約費用	18,600	-
その他	2,771	559
営業外費用合計	26,059	4,203
経常損失（△）	△374,823	△423,335
特別利益		
受取保険金	2,550	30,475
特別利益合計	2,550	30,475
特別損失		
固定資産除売却損	-	320
減損損失	159	-
旅行特別補償	2,553	30,475
特別損失合計	2,712	30,795
税金等調整前中間純損失（△）	△374,985	△423,655
法人税、住民税及び事業税	21,608	22,649
法人税等調整額	△4,674	△4,602
法人税等合計	16,934	18,047
中間純損失（△）	△391,919	△441,703
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	-	-
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△391,919	△441,703

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 令和８年４月１日 至 令和８年９月30日）
中間純損失（△）	△391,919	△441,703
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61,058	49,010
退職給付に係る調整額	△18,822	△24,147
その他の包括利益合計	42,236	24,862
中間包括利益	△349,682	△416,840
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△349,682	△416,840
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和８年４月１日 至 令和８年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△374,985	△423,655
減価償却費	45,217	37,915
減損損失	159	-
固定資産除売却損益（△は益）	-	320
受取利息及び受取配当金	△10,363	△13,335
支払利息	4,688	3,644
受取保険金	△2,550	△30,475
旅行特別補償	2,553	30,475
営業債権及び契約資産の増減額（△は増加）	△1,251,415	△1,212,759
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△117,876	△218,377
貸倒引当金の増減額（△は減少）	153	142
差入保証金の増減額（△は増加）	△82,596	△13,881
営業未払金の増減額（△は減少）	709,537	271,580
未払金の増減額（△は減少）	△146,365	△154,279
未払消費税等の増減額（△は減少）	△46,309	△81,277
前受金の増減額（△は減少）	△23,244	△3,813
賞与引当金の増減額（△は減少）	9,190	11,600
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△49,665	△39,847
役員退任慰労引当金の増減額（△は減少）	7,480	△5,440
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	15,763	5,400
預り保証金の増減額（△は減少）	△4,500	△1,500
その他	△5,251	676
小計	△1,320,380	△1,836,887
利息及び配当金の受取額	10,363	13,335
利息の支払額	△4,688	△3,644
保険金の受取額	2,550	30,475
旅行特別補償の支払額	△2,553	△30,475
法人税等の支払額	△42,610	△52,913
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,357,318	△1,880,110

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 令和７年４月１日 至 令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和８年４月１日 至 令和８年９月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,127,000	△1,127,000
定期預金の払戻による収入	1,127,000	1,127,000
有形固定資産の取得による支出	△733	△1,455
無形固定資産の取得による支出	△13,539	△9,007
従業員に対する貸付金の回収による収入	1,338	78
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,934	△10,385
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△18,103	△15,613
長期借入金の返済による支出	△24,900	△24,900
配当金の支払額	△106,201	△106,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	△149,205	△146,715
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,519,458	△2,037,211
現金及び現金同等物の期首残高	4,782,276	5,290,108
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,262,818	※1 3,252,897

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日)
給与手当	1,001,045千円	1,032,978千円
法定福利費	194,469千円	204,595千円
賞与引当金繰入額	177,000千円	208,400千円
役員退任慰労引当金繰入額	8,280千円	8,210千円
退職給付費用	17,121千円	12,994千円
退職金共済掛金	45,799千円	44,805千円
旅行センター委託費	93,002千円	89,281千円
賃借料	212,256千円	215,952千円
減価償却費	45,217千円	37,915千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日)
現金及び預金勘定	4,389,818千円	4,379,897千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△1,127,000千円	△1,127,000千円
現金及び現金同等物	3,262,818千円	3,252,897千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
令和７年６月26日 第36回 定時株主総会	A種優先株式	74,790千円	14,958円	令和７年３月31日	令和７年６月30日	その他 資本剰余金
	B種優先株式	31,411千円	14,958円	令和７年３月31日	令和７年６月30日	その他 資本剰余金

当中間連結会計期間(自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
令和８年６月25日第37回 定時株主総会	A種優先株式	74,790千円	14,958円	令和８年３月31日	令和８年６月30日	その他 資本剰余金
	B種優先株式	31,411千円	14,958円	令和８年３月31日	令和８年６月30日	その他 資本剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、旅行事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント 旅行業
旅行事業 その他事業	6,861,563 404,803
顧客との契約から生じる収益	7,266,376
その他の収益	-
外部顧客への売上高	7,266,376

当中間連結会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント 旅行業
旅行事業 その他事業	6,936,724 455,063
顧客との契約から生じる収益	7,391,788
その他の収益	-
外部顧客への売上高	7,391,788

(１株当たり情報)

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日)
１株当たり中間純損失	10,886.65円	12,269.54円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	391,919	441,703
普通株式に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(千円)	391,919	441,703
普通株式の期中平均株式数(株)	36,000	36,000

(注)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和８年11月12日

株式会社農協観光
　取締役会　御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士　井上　智由
指定社員 業務執行社員	公認会計士　岡田　正治

監査人の結論

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社農協観光の令和８年４月１日から令和９年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和８年４月１日から令和８年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社農協観光及び連結子会社の令和８年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。